

○飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業実施要綱

平成25年9月24日

飯塚市告示第283号

改正 R2-80、R5-61

(目的)

第1条 この事業は、徘徊のおそれのある認知症高齢者が行方不明になったときに、地域の支援を得て早期に発見、保護できるよう、関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等の支援を図ることを目的とする。

(R2-80一改)

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者(以下「徘徊高齢者等」という。)は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定に基づく飯塚市の住民基本台帳に登録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者であって、認知症により徘徊するおそれのあるもの
- (2) 介護保険第2号被保険者のうち、若年性認知症により徘徊するおそれのあるもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(R2-80全改)

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徘徊高齢者等が行方不明になったときの捜索及び保護
- (2) 徘徊高齢者等の把握
- (3) 地域の関係機関等による緊急連絡体制及び支援体制の構築(近隣市町村との連携を含む。)
- (4) 地域における徘徊高齢者等及びその家族への支援並びに本事業の普及啓発

(R2-80全改)

(事前登録制)

第4条 この事業を利用する者は、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク登録申請書により登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した内容に変更があった場合は、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク変更届により速やかに届け出なければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、前条第1項で登録した者(以下「登録者」という。)が次の各号のい

ずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録者又は家族等から登録取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が登録することが適当でないと認めたとき。

2 前項第2号の申出は、飯塚市認知症高齢等徘徊SOSネットワーク登録取消申請書の提出により行うものとする。

(協力団体の登録及び取消し)

第6条 この事業の協力団体として登録を希望する者(以下「協力団体」という。)

は、事業の目的を理解した上で、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク協力団体登録申請書を提出するものとする。

2 前項の規定により登録した内容に変更があった場合は、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク協力団体登録変更届により速やかに届け出なければならない。

3 第1項の規定により登録した協力団体は、都合により事業に協力できなくなったときは、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク協力団体取消申請書を提出するものとする。

(支援協力)

第7条 家族等は、登録者が徘徊により行方不明となった場合は、市長に飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク協力依頼書(以下「依頼書」という。)を提出するものとする。

2 前項の依頼書を提出するときは、事前に警察署に捜索願を提出していなければならない。

3 市長は、依頼書の提出があった場合は、速やかに協力団体に情報を提供するものとする。

4 市長は、対象者が発見、保護されたときは、飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク依頼解除票により協力団体に通知し支援協力の終結を行う。

(R2-80一改)

(未登録者への対応)

第8条 市長は、事前登録していない者についても、関係機関から支援協力の依頼があった場合は、登録者とみなし同様に対応できるものとする。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(個人情報の取扱い)

第9条 この事業に係る個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律(平成15

年法律第57号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)に基づいて行い、個人情報の関係機関への提供は、同法第69条第2項第4号により行うものとする。

(R5-61一改)

(事業の所管)

第10条 この事業は、福祉部高齢介護課が所管するものとする。

(R2-80一改)

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日 告示第80号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する

附 則(令和5年3月15日 告示第61号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。